

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
東亜建設工業株式会社	東京都新宿区西新宿 3-7-1
飛島建設株式会社	神奈川県川崎市高津区坂戸 3-2-1

2 指名停止措置期間 平成28年12月17日～平成29年 6月16日（ 6箇月 ）

3 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する建設工事等

4 事実概要

東亜建設工業(株)の社員及び飛島建設(株)の社員は、国立大学法人大阪大学との共同研究に関し、平成28年11月15日、同大学教授への贈賄容疑で大阪府警に逮捕された。

5 指名停止理由

社員が贈賄容疑により逮捕されたことは、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」（平成6年要領第1号）第2条第1項及び別表第2第3号に該当する。

〈茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領 別表第2第3号〉

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>3 次の(1)又は(2)に掲げる者が茨城県外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(2) 使用人</p>	<p>当該認定をした日から 6箇月以上9箇月以内</p>

問 い 合 わ せ 先

茨城町総務部財政課
茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地
電話 029(240)7123 (ダイヤルイン)